

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第107回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和2年9月28日（月）14時02分～15時07分
於・Web会議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子

（以上8名）

（2）総務省

川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、
高村サイバーセキュリティ統括官付参事官

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の
指定 について【諮問第3130号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

【諮問第3131号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付
方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及
び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額
及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）につい

て【諮問第3132号】

(3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和元年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の変更について

開 会

○川濱部会長　それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第107回）を開催いたします。

本日は、ウェブの形式で開催しており、委員8名全員が出席されていますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のつてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

初めに、第104回から第106回までの情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会については、メールでの審議を開催しましたので、この場を借りて御報告させていただきます。それぞれの概要等につきましては、総務省ホームページに掲載しております。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項2件、報告事項2件ございます。

議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について
【諮問第3130号】

○川濱部会長　初めに、諮問第3130号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について審議いたします。

本件は、本年7月8日から7月15日まで開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、7月16日から8月19日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○仲田料金サービス課課長補佐　総務省でございます。

資料107-1を御覧ください。電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定についてでございます。ただいま御案内ありましたとおり、本件は、7月の審議会で諮問を行い、審議を行っていただき、7月16日から8月19日の間で意見招請を行っております。

まず、概要を御説明いたしますので、7ページからのパワーポイント資料を御覧ください。8ページ目を御覧ください。今回指定いたします電気通信事業法第27条の3の対象事業者についてでございますが、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%、契約数でいうと100万契約になります、を超える者として定められております。なお、現行の告示で指定する対象事業者は合計24者となっております。

続きまして、パワーポイントの3ページ、通しの番号ですと10ページを御覧ください。今回指定する電気通信事業者の見直しについてでございます。昨年10月から施行されました電気通信事業法第27条の3の規律の対象となる事業者を指定する告示を今回廃止し、新たに、現在の役務の提供状況等を踏まえて事業者を指定いたします。

廃止する現行の告示からの変更点でございますが、このパワーポイント資料3ページの下の方、赤字になっているところでございます。MNOについては変更なし。MNOの特定関係法人であるMVNOについては、新たな電気通信事業の開始により2者、NTTビジネスソリューションズ株式会社とNTTリミテッド・ジャパン株式会社が指定の対象となり、移動電気通信役務の提供状況の変更により1者、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社が指定の対象外となります。そのほかのMVNOにつきましては、直近の利用者数の割合を踏まえても、現在の対象事業者に変更はございません。

また、下の絵ですと青枠で囲っているところでございますが、7月の諮問時の告示案から2点変更がございます。1つが、社名の変更、NTT国際通信株式会社の名称がNTTリミテッド・ジャパン株式会社に変更されたもの。2つ目が、指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更、こちらは、NTTメディアサプライ株式会社が指定の役務を開始したことに伴う変更でございますが、この2点が7月の諮問時から変更となっております。

以上を踏まえまして、計25者を告示によって指定することとしたいと考えております。

ページ戻りまして1ページ目、答申書(案)を御覧ください。今、御説明させていた

いただいた内容を踏まえまして、「記」の下、1番のところに書いてありますとおり、「審議、意見募集による提出意見等を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる」ということで、修正後の告示案を別添1のとおり添付しております。

また、提出された意見及びそれに対する考え方について御紹介いたします。5ページを御覧ください。今回の意見募集で、2件の意見が出てきております。

6ページを御覧ください。1点目、NTTリミテッド・ジャパン株式会社から名称変更について意見があり、修正を行っております。

2件目の意見でございますが、個人の方からの御意見でございます。株式会社ジュピターテレコムによるMVNO事業について、指定事業者に含まれていないことについての御意見でございます。

この点についてでございますが、株式会社ジュピターテレコムは、電気通信事業法第27条の3第1項に規定する移動電気通信役務を提供する電気通信事業者ではないことから、指定の対象事業者には当たらないものと考えますということで、修正についてはなしとなっております。

なお、意見で指摘のあったMVNOサービスを提供する電気通信事業者は、例えば、株式会社ジュピターテレコムの子会社である株式会社ジェイコム東京等が該当すると考えられますが、こちらは会社法上のMNOの特定関係法人には該当しないことから、指定の対象とはしていないものでございます。

総務省からの説明は以上でございます。

○川濱部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。御意見、御意見はございませんでしょうか。

御意見等ございませんようでしたら、諮問第3130号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　　特に御異議の申出がないようですので、それでは、案のとおり答申することといたします。

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3131号】

○川濱部会長　　続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3131号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○田中料金サービス課課長補佐　　御説明させていただきます。資料107-2を御覧ください。表紙を御覧いただきますと、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてということで、省令等の改正についてお諮りするものでございます。

めくっていただきます、1ページ目でございます。こちらは諮問書でございます。

具体的な改正の案の内容でございますが、横に表示されている資料、ページでいきますと2ページをお開きいただけますでしょうか。表紙がございます。今回の省令等の改正については大きく2つ内容がございます。1つ目につきましては、IP網、特にこれは電話網でございますが、令和3年の1月から電話網がIP網へ移行を開始していくところであり、その移行過程における音声接続料、特に光IP電話に関するものの規定の整備が1目目でございます。2目目としまして、NTT東西が提供しております光サービス卸に係る届出制度につきまして、今は一部の影響力の大きな事業者に対する光サービス卸について、提供内容・料金等の届出を契約書等の写しとあわせて提出いただいておりますが、全事業者を対象を広げるという改正でございます。

それぞれ内容を御説明させていただきます。ページにつきましては、横に表示されているところの下の真ん中辺りの数字に基づきまして御説明申し上げます。

3ページは表紙でございます、4ページをお開きください。IP網への移行による音声通信の接続形態の変化ということで、IP網への移行について御紹介してまいります。1つ目の丸でございます。NTT東西においては、令和3年1月から順次、現在のPSTNからIP網への移行を予定しております。IP網に移行しますと、今のNTT東西と他事業者の接続がほぼ47都道府県という単位で、かつ、コアのネットワークは別にPSTNとIP網というものがございまして、下の図の右側のようにコア網はIP網に統一されまして、接続するポイントにつきましても、東京と大阪の2か所という形に変わることとなります。こういった変化を踏まえての制度改正でございます。

続きまして、5ページをお開きください。IP網への移行の工程でございます。下の表を見ていただきますと、幾つか段階を経て移行していきませんが、左上に①とございますが、光IP電話の接続ルート切替え開始が来年の1月から始まりまして、右に行きますと、最後の④のところ、接続ルートの切替え完了ということで、令和7年1月までか

けて接続ルートの切替えが行われる予定でございます。この間については、現在の I G S 接続の接続形態と、移行後の I P 接続に係る接続形態が並存するような状況になるということで、こういった移行過程の制度整備が必要となります。

続きまして、6 ページをお開きください。こちらについてでございますが、情報通信審議会において、9 月 1 8 日付で一部答申をいただいております、今回の制度整備はそこで御議論いただいた、あるいは事業者等からヒアリングを行った結果、御議論いただいたものを踏まえて制度整備するものでございます。

1 つ目の丸でございます。先ほども申し上げましたが、移行過程におきましては、光 I P 電話については、図でいいますと左下の I G S 接続というもの——これは現在使われているものでございますが——これと、接続ルート切替え後の右側の I P 接続の両方の接続形態が並存するという状況でございます。

2 つ目の丸でございます。接続事業者の接続ルート切替え前後におきまして、公平性を担保するという観点から、一部答申においても、この 2 つの接続形態について単一の接続料を設定すべきだとされたところでございます。

3 つ目の丸でございます。右の絵の点線の赤丸で囲ってあるところですが、I P 接続において新たに利用される設備が幾つかございますので、これについて必要な指定を行っていくとともに、これらについてどのような接続の機能とすべきかというところを規定していく必要がございます。

4 つ目の丸でございます。指定設備とはならない設備であっても、県内設備と一体的に利用されるような、例えば、県をまたぐ際に使われる県間通信用設備ですとか、あるいは中間配線架（パッチパネル）とございますが、接続する場所に置いて両側から N T T と他事業者、他事業者と他事業者でつなぐ板のようなものがございまして、これについては接続料に準じた負担、あるいは条件等で利用を可能とすることを規定するとともに、特に、接続点よりも下に位置づけられます県間通信用設備については、上の 2 つ目の丸で述べましたとおり、単一接続料と考え方を合わせて公平な負担を考えていく必要があるというふうに整理してございます。

次の 7 ページは、一部答申の抜粋を参考に掲載させていただいております。

8 ページを御覧いただきますと、今御説明しました整理に基づきまして、具体的にこの制度、省令、あるいは告示を改正するかというものを御紹介しているものでございます。

2つ目の丸について、2行目の下線のところでございますが、今回、電気通信事業法の施行規則、あるいは接続料規則、会計規則、指定告示の改正を行うものでございます。

左下でございます1ポツ目はI P接続に必要な設備の接続機能等でございますが、(1)のところで、まずは、新たに使うところの設備の指定ということで、これを大臣による指定告示の改正を行う必要がございます。続きまして、その指定したものについてきちんと会計上整理をする必要がございますので、会計規則の改正がございます。

(2)でございます。そういった指定設備につきまして、接続機能の設定をすることから、接続料規則の改正がございます。

(3)でございます。第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものの規定整備ということで、先ほど御紹介しました県間通信用設備と中間配線架(パッチパネル)について、施行規則において位置づけを行っていく必要がございます。

右上、2ポツ目でございます。I P網への移行過程における接続料算定ということでございますが、これについては、先ほどの単一接続料のところでございますが、移行過程のおよそ4年間における時限的なものであることから、附則という形で省令に規定をする必要がございます。1つ目のポツが、接続ルート切替え前後で単一の接続料を設定するという、2つ目のポツは、県間通信用設備についても同様に公平負担ということを書いてございます。

右下のその他でございます。これらとは関連するもので、この機会に併せて改正するものとして大きく2つございます。1つ目が、県間通信用設備という面では同様でございますが、電話だけに使われるということではない優先パケットというものがございまして、これについて同様に接続料に準じたような料金、あるいは条件の設定をしていくということで施行規則の改正を併せて行います。また、一番下のポツでございますが、現在使っている設備、あるいはこれから使う見込みのある設備について、現在の接続料規則の定義だと設備、あるいは法定機能等の定義が十分読めないような部分があるため、その部分について形式的に修正を行うというところがございます。

こちらが全体像でございます。

次、9ページでございます。これ以降のところにつきましては、具体的にどの条項で改正するかというところを書いてございまして、基本的には赤文字のところを見ていただくのがよいかと思いますが、(1)の場合ですと、中ほどに丸が2つございます。新たに指定する設備のうち、ゲートウェイルータというものについては、現在の規定で読

めるため改正が不要でございます、2つ目のSBC、ENUMサーバ、DNSサーバと言われる新たに設置する設備については、現在の規定に追加する必要がございますので指定告示の改正が必要になってきます。また、会計規則の改正も行います。

(2)でございますが、同様に、1つ目のゲートウェイルータについては、現在の規定で読めるため改正は不要でございます。ただ、2つ目のSBC、ENUMサーバ、DNSサーバについては、接続料規則で接続機能等を新設する必要があるということです。

下に表がございますが、これは各省令等においてどのように改正をすべきかを分かりやすく整理したものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。(3)でございます。先ほど申し上げました県間通信用設備、あるいは中間配線架(パッチパネル)について、具体的にどのような部分を改正するかというのを、特に赤字の部分を御覧いただければよいかと思いますが、施行規則第23条の4第2項第1号の2ニというような部分であるとか、中間配線架についても同様に、一番下の行でございますが、施行規則を改正するという事で具体的な条文を書かせていただいているものでございます。

続きまして、11ページでございます。光IP電話の関係で新たに設置する設備について図によって示しておりますが、赤で記載しているものが指定設備として新たに設置されるもので、オレンジで記載しているものが、それと併せて接続料に準じた負担、あるいは条件が規定される設備でございます。

続いて、12ページは審議会、あるいは接続料の算定に関する研究会等での御議論を参考に載せてございます。

13ページでございます。先ほど申し上げた中間配線架(パッチパネル)について、分かりやすく図で示しているところでございます。

続きまして、14ページをお開きください。単一接続料について、具体的に規定される条文について記載するとともに、図で示してございます。下の図を御覧いただきますと、3色ございまして、緑が光IP電話接続機能に用いるものでございまして、それ以外に、赤の関門交換機につきましては、現在、LRIC方式によって算定を行っているものであるため、規定を分けてございます。また、黄色の県間通信用設備については、指定設備ではないのですが、接続料に準じた規定をするということで、こちらについては施行規則に規定するものになりますのでこちらも規定を分けてございます。それぞれ考え方としては全部の設備の原価を全部の需要で割るといった考え方ではございますが、

一応制度上は3つに分けて記載がされますので、図で分かりやすく示させていただいたものでございます。

15ページでございます。その他の関係ということで、8ページで御紹介しました優先パケットの県間接続についても併せて記述する点、また、下については、形式上現在の設備の状況に応じて規定を直すということを書いてございます。

16ページは、接続料の算定等に関する研究会での議論を抜粋したものでございます。

17ページからは2つ目の改正内容であります光サービス卸に係る届出制度の充実についての御説明でございます。

18ページをお開きください。こちらが全体の改正概要となっております。現在、電気通信事業法第38条の2に基づきまして、NTT東西から、特に影響力の大きな事業者に対する光サービス卸について届出を受けているというものでございます。特に影響力が大きい事業者ということで、①、②、③と書いてございますが、1つがNTT東西の特定関係法人で5万回線以上である事業者、②が50万回線以上の卸先事業者、また、③でMNOということを書いてございまして、具体的には丸の2つ目に書いてあるような事業者5者について、NTT東西から届出を受けている状況でございます。ただ、現在、その5者という限定したもので受けているところ、研究会等での議論の中で、さらにこの対象を拡大しなければ本当に公平、あるいは適正な料金で行われているのか見ることができないのではないかとといったような御指摘も踏まえまして、今回、この範囲について、①から③という限定した範囲ではなくて全卸先事業者に拡大するというものでございます。

「見直しの主な内容」の真ん中の部分、1つ目の丸ですが、今申し上げましたとおり、施行規則におきまして対象事業者を拡大していくということを書いてございます。2つ目でございますが、現在、この5者について届出を受けておりますが、その際、併せて契約書等の写しの提出を求めているところでございます。それについて全事業者に拡大した場合には、およそ800者程度でございますので、NTT東西側のかかりの事務負担の増大ということが考えられますし、必要性等の観点でも、そこまで求める必要はないのではないかと御議論も踏まえまして、現在、左下の図を御覧いただきますと青丸で示している部分、これが現行の①から③とさっき申し上げたところに該当するような法人でありまして、こちらについては現在契約書等の写しの添付を頂いているのですが、その部分については、改正後も同様に契約書等の写しの添付が必要とさせていただく

のですが、それ以外も含めた全事業者については、契約の中で共通する内容と差分の提出を求めるということで、その契約書自体の添付に代えるような取扱いにしてはどうかと考えてございます。基本的にはNTT東西において、全卸先事業者に対して共通の条件で行っているという前提がありますので、そこまで大きな差分が出るという想定はしていないところでございまして、こういったところが方法としてよいのではないかとということで、今回、制度上そのような扱いを記載させていただいているものでございます。

続きまして、19ページは、これまでの経緯を少し整理したものでございますので割愛させていただきます。

20ページも、情報通信審議会において、こういった卸の届出充実について触れている部分について抜粋をさせていただきます。

また、21ページでございます。今回のこの制度整備の契機となりました接続料の算定等に関する研究会において、実際にNTT東西から提出されたヒアリング資料を抜粋したものでございます。NTT東西からも、さらなる透明性を拡大するという観点から、右下の辺りの表に全コラボ事業者と書いてございますが、全ての卸先事業者への届出拡大、また、届出の際には標準的な契約と差分という、今回の制度整備にあったような意思表示がなされております。それを踏まえまして、今回、制度整備を行っているというもので御紹介してございます。

22ページでございます。接続料の算定等に関する研究会において、具体的に報告書で書かれている部分を抜粋して記載させていただいてございます。

続きまして、23ページでございます。今回の改正全体に係りますスケジュールの想定でございます。本日、9月28日に諮問という形でさせていただきまして、この後、パブリックコメントということで、本件につきましては接続関係でございますので、いわゆる2回の意見募集がございます。まず1か月程度一度目の意見公募を行いまして、その後、再意見募集ということでおよそ2週間ということを考えてございます。そこで御意見をいただいたものについて11月中旬頃に接続委員会で御審議いただいた上で、11月27日に予定されております事業部会においてまた御議論いただいた上で、お認めいただけましたら答申をいただくという流れを考えてございます。さらに、その後、総務省において制度整備を行いまして、答申後速やかに公布を行うとともに、施行日としては来年の4月1日ということで、実際に他事業者が接続を開始するようなタイミングを目指して施行するスケジュールを書いているものでございます。

次ページ以降、具体的な条文等が付いてございますが、必要に応じて御参照いただくということとさせていただきます。今回の改正の全体についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。それでは、大谷先生、よろしくお願ひいたします。

○大谷委員　日本総研の大谷でございます。このたびは発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

今、詳しい御説明をいただいたところですが、御説明いただいた内容につきましては基本的に賛同するところでございます。特に2つ目の論点について、一言だけコメントさせていただければと思います。

御先の事業者間で、やはり契約条件の公平性を担保するということが極めて重要なことだと思っております。その点について疑義が生じている、あるいは、事業者におかれましては疑心暗鬼が生じているとすれば、どこにその原因があるのかというのを確認することが必要だと考えられます。

今回、透明性を確保するための措置をとることの意味というのは、契約条件にそもそも問題があるのか、恐らく積極的に開示してくださるといふことでもありますので、そもそも契約条件において不当な差別があるということではないと思っておりますけれども、そのことがはっきりすれば、ほかに事業者間で公平性などについて疑問が生じているとすればどのような問題があるのかという、さらなる検討に進んでいくことができますので、このような形で透明性を確保するための工夫を重ねていくことが重要な施策だと思います。

やはりひな形プラス差分という提出方法としても、800余りの事業者について提出がなされるとなると、総務省におかれてもかなり事務的な負担も大きいと思っておりますけれども、ぜひ丁寧に精査していただいて、もしコラボ事業者間の差別などが分かるようでしたら、それを検証していくという動きにつなげていただければと存じます。

意見は以上でございます。ありがとうございます。

○川濱部会長　どうもありがとうございます。その他、御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、他に御意見、御質問等ございませんようでしたら、本件につきましては、総務

省から改正案の内容を報道発表していただき、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、資料にありますとおり、2回実施することとされておりますが、当部会としては、2回目の意見招請を行っていただいてから、接続委員会において調査、検討をいただいた上で最終的に報告をいただき、答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 では、その旨決定することといたします。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3132号】

○川濱部会長 続きまして、諮問第3132号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について、総務省から説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官 それでは、事務局より資料107-3に基づきまして御説明いたします。

まず、1ページ目は諮問書でございますので、説明は割愛させていただきます。

2ページ目にお進みください。申請の概要でございますけれども、基礎的電気通信業務支援機関でございますTCAから9月17日に申請があったものでございまして、認可を受けようとする対象といたしまして2点。1点目といたしまして、NTT東西に対して交付する交付金の額及びその交付方法についての認可、2点目といたしまして、その原資となります接続電気通信事業者等ごとの負担金の額及びその徴収方法の認可でございます。

3ページ目にお進みください。こちらは交付金の額及び交付方法についての御説明となりますけれども、まず、アの交付金の額についてでございます。(1)にございます

とおり、補填対象額につきましては、NTT東西合計で66.6億円となっておりますけれども、このうち、4ページ目にお進みいただきまして、NTT東西自身を接続電気通信事業者等とみなしまして、その事項の受益に係る分につきましては控除するということになっているものでございますから、その点についての御説明を(2)で書かせていただいております。

続きまして、イの交付方法でございます。交付手段を銀行振込とすること、また、(2)にございますが、交付金の額の通知につきまして、前年度の最終算定月の3か月後から、毎月通知を行うといった点につきまして述べてございまして、6ページまでそういったことについて例年どおりの内容を記しているものでございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、7ページにお進みください。この点につきましては、負担金の額及び徴収方法でございますけれども、まず、アの負担金の額でございます。支援機関による負担金の額につきましては、算定規則に基づきまして、このページにございます(a)から(c)までの額を合計したものとされているものでございます。(a)といたしまして、最終算定月の前の月までの負担金の額の合計、(b)といたしまして、最終算定月の負担金の額について調整するもの、(c)といたしまして、接続電気通信事業者等の前年度の残余额、これらを合計したものでございます。

続きまして、9ページにお進みください。徴収方法でございますけれども、こちらにつきましても銀行振込と例年どおりの内容について記したものでございますので、御参照いただければと思います。

具体的な算定の考え方及び方法につきましては、13ページ以下で述べておりますので13ページにお進みください。まず、このページにございますのは、令和元年度にございますNTT東西のユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務の収支でございます。こちらにございますとおり、合計の収支額につきまして述べてございますけれども、これらのうち、一部について交付金により交付すると法律上なっているものですから、その一部についての考え方を14ページ以下に記してございます。

14ページ目にお進みください。ユニバーサルサービスに係る原価、収益に関しましては、LRICモデルに基づいて算定されました原価、収益に基づいて、補填対象額を算定することとされているものでございます。

まず、①加入電話の基本料についてでございます。この考え方につきましては皆様御

案内かと思えますけれども、右下の図にございますとおり、全体の4.9%に当たる高コスト地域における基準単価、すなわち全国平均費用プラス2シグマとして算定されるものでございますが、これを上回る部分について補填対象とすることとなっておりますが、青枠で囲っている部分でございますが、NTT東西合計で28.2億円となっております。

続きまして、15ページにお進みください。緊急通報につきましても、この緑色の四角の中に囲ってございますけれども、同様に、基本料の高コスト上位4.9%の地域における加入者回線数に対応した原価に基づいて計算することとされているものでございまして、下でございますが、NTT東西合計で4,100万円となっております。

続きまして、16ページにお進みください。第一種公衆電話でございます。第一種公衆電話につきましては、全ての主要局におきまして赤字となっておりますので、その補填額につきましては、原価と収益を相殺した額を交付するということになってございます。具体的な額といたしましては、青枠で書いてございますけれども、NTT東西合計で38億円となっております。

その他、④にございますが、第一種公衆電話に係る離島特例通信について、また、次の17ページでございますけれども、第一種公衆電話に係る緊急通報につきまして、それぞれの額を記載しているところでございます。

以上を合計いたしまして、18ページにお進みください。補填対象額と番号単価についての考え方でございます。表の右側にございますけれども、NTT東西でこれらの額を合計いたしまして66.6億円というふうにされておりますが、これに支援機関の支援業務に要する費用といたしまして4,500万円、また、前年度の過不足分といたしまして▲5億6,300万円を控除いたしまして、それによって得られたものを来年の1月から12月までの予想電気通信番号の総数によって除したところ、2.51・・・円となりますので、これを四捨五入いたしまして、来年適用される額といたしまして番号単価3円を算出させていただいているというものでございます。

19ページ目以降につきましては、参考ですので御参照いただきまして、恐縮でございますけれども、10ページまでお戻りいただければと思います。以上のような考え方に基づきまして審査をいたしました結果、いずれも審査事項に適していると考えておりますので、このような内容で認可をさせていただければと考えているところでござい

す。以上、よろしくお願い申し上げます。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。山下先生、よろしくお願いいたします。

○山下委員　　ありがとうございます。この全体について異議があるわけではないのですが、今後のこととして、検討されているのかどうか伺いたいと思うことがございます。何ページだったかな、16ページです。第一種公衆電話に対する負担金といえますか、結局、その収支の差額が38億円と非常に大きくて、加入電話の規模に匹敵するかそれ以上になっているということです。経年的にどうなっているのかということ、私はこのユニバーサルサービスの委員会に入っていないので勉強不足でよく分かっていないのですが、この第一種公衆電話の金額が、非常に重いというか、そもそも加入電話に匹敵するかそれを超えるくらいの高額になっていることについて、今後、これをどのように維持していくのかと、もう少し何か、より効率的な公衆電話の維持の方法がないのだろうかというような将来的なことについて、少しお伺いしたいと思ひまして発言いたしました。

以上です。

○川濱部会長　　では、総務省からよろしくお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　　御質問ありがとうございます。まず、事実関係から申し上げますと、おっしゃるとおり公衆電話につきましては、全体的なNTT東西の赤字額といたしましては、大きな傾向といたしましては減少傾向にあるわけでございますが、ただ、全体の比率でいいますと非常に大きな比率を占めていると。これは、第一種公衆電話の端末数が規制によりまして固定されているといったこと、また、アナログ公衆電話端末でございますので、この補修費用が下げ止まっているといったこと、様々な点が必要として考えられます。山下委員の御指摘のとおり、ユニバーサルサービス制度全体の交付金の中に占める割合というのは非常に大きいという点については、公衆電話というものが果たしている社会的役割ですとか、もしくはその社会情勢、様々な点を踏まえながら、今後、中長期的にも検討していく必要があるだろうと考えているところでございます。

○山下委員　　御説明ありがとうございました。

○川濱部会長　　ほかに御質問ございませんでしょうか。三友先生、よろしくお願いいた

します。

○三友委員 三友です。御説明ありがとうございました。ユニバーサルサービスの補填額を決めるルールについて確認をしたいのですけれども、14ページにありますように、平均費用プラス標準偏差の2倍、2シグマをベンチマークとして、これよりも高コスト地域が全体の4.9%に相当するというルールがあります。実は、平均費用も標準偏差もこれは毎年変わるはずでありまして、そうすると、必ずしも4.9%に一致しないのですが、この点について、ずっとこのルールが適用され続けていることが適切なのかどうかということをもう一度確認させてください。よろしく願いいたします。

○川瀆部会長 総務省からよろしく願いします。

○大内料金サービス課企画官 三友委員、御質問ありがとうございます。委員も重々御承知かと思っておりますけれども、まさに御指摘のとおりでございます。この制度導入時は高コスト地域の4.9%に当たる地域の基準単価は平均単価プラス2シグマということで、これは一致していたわけでございますが、近年、その両者がずれてきてございます。いたがいて、ここ数年は非常にこの4.9%に相当するであろう地域における基準単価ということで、実質的な計算上は4.9%が影響しないという状況になっているところでございます。

しかしながら、制度制定時の経緯もございまして、この4.9%にいたしましても、また、ベンチマークにおける平均単価プラス2シグマという考え方にいたしましても、いずれも省令で規定されていることでございますので、問題意識としては我々も持ってございますけれども、いずれにしましても、これをそろえたり変えるということになりますと省令の改正が必要になるということでございます。しっかりと我々でも考え方を整理した上で、必要に応じてまた御相談させていただければと考えているところでございます。

○三友委員 御説明どうもありがとうございました。十分に御認識なさっているということを確認いたしましたので、この点をどういうふうにするか、あまりこの両者が乖離する状況になってきますと、やはりいろいろ齟齬をきたすのではないかと危惧いたしますので、なるべく将来に整合性を持つ形にさせていただければと思います。

以上です。

○川瀆部会長 他に御質問、御意見ございませんでしょうか。佐藤先生、御質問がございましたらよろしく願いします。

○佐藤委員 甲南大の佐藤です。山下委員と同じ質問ですが、公衆電話の負担が非常に重くなっているということの問題意識です。増分費用で見ると38億円ぐらいで、実費用で見ると——これは13ページを見ればいいのかと思うのですが——30数億円程度でしょうか、モデルのほうが高く計算されているように見えるので、そのことについてコメントしておきたいと思います。

私の記憶では、加入電話については、2シグマの基準を導入したとき、全部の赤字をそのまま補填すると、赤字を削減するインセンティブが十分働かないということと、多分アメリカを参考にし、2シグマのような補填範囲を限定する議論があったと思います。そういう意味では、公衆電話にはそういった赤字を削減するようなインセンティブが十分機能する仕組みがないので、コスト引き下げインセンティブを作るのにどう対応したらいいのかという問題意識です。

あと、そもそも公衆電話というのは、システムとか電話機でいうと効率化しにくいサービスで、加入電話に比べて下がらないということがあるのか、もしかしたら、増分費用のモデル自体に内在する問題があるのか。増分費用をどういうふうにユニバで運用しているか。一般的に増分費用モデルでは、これから当該サービスを提供するのに新たに設備を作った場合のコストを計算することになります。フォアードルッキングな形の追加コストを見ているので、実市場で需要が減少し追加投資が行われず、現実のネットワークとか公衆電話の機器については償却済みのものが多いとすると、実費用よりもモデルの計算費用が過大に計算されている可能性もあると考えられます。

ということで、幾つか考えてみて何が正解かは分かりませんが、山下委員が言われたように、公衆電話に関しても検討する必要があるなど考えております。

以上です。

○川濱部会長 今の点に関して、総務省から何かございましたら。

○大内料金サービス課企画官 ありがとうございます。問題意識は問題意識といたしまして受け止めてございます。佐藤委員の御指摘のとおり、加入電話と公衆電話の比較ということで申し上げますと、まさに御指摘いただきました資料14ページにございまして、加入電話につきましては赤字額3,212億円のうち、実際にはLRICで計算をし、かつ、高コスト地域についてのベンチマークを超える部分を補填対象としているということで、絞り込みがなされているところでございます。公衆電話につきましては、こういった形ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、収入と費用の相殺という

ことで、全体に占める赤字額が非常に大きいという形で出てきているところでございます。この点につきましては、本当に繰り返しになって恐縮ではございますけれども、公衆電話の果たしている社会的役割ですとか、利用者の方々の受け止め、様々な観点から多角的に検討した上で、中長期的な課題として今後検討してまいりたいと考えてございますので、また必要に応じまして御相談させていただければと考えているところでございます。

○川濱部会長　ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

特にほかに御意見、御質問がございませんようでしたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容をインターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、9月29日から10月29日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、その旨決定することといたします。

(3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和元年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○川濱部会長　続きまして、報告事項に移ります。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和元年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、総務省から説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　それでは、資料107-4に基づきまして御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧いただければと思います。まず、経緯でございますけれども、先ほども御説明ありましたとおり、ユニバーサルサービス制度に基づきます交付金制度でございますが、これが稼働いたしました平成18年、初年度の認可の際に、この審議会から御要望いただきまして、毎年度この場をお借りいたしまして御報告させていただいているものでございます。今回の御報告につきましては、令和元年度の実績についてでございます。

まず、この2の(1)令和元年度の実績でございますけれども、こちらにつきましては、NTT東西におきまして様々な利用部門等の効率化を図ってきているということでございまして、実際、その実績につきましてはオレンジ色で塗っておりますが、NTT東日本において8.3%、NTT西日本において7.4%ということで効率化を図っているところでございます。

主な取組の内容でございますけれども、この1ページ目の下の表にあるとおりでございます。この項目自体、例年それほど変わりはないわけでございますが、人員の削減ですとか、業務の集約、また、アウトソーシング等による効率化でございます。また、その下、資産のスリム化といった形で様々に取り組んでいただいた結果、これらの効率化が実現しているということでございます。

続きまして、2ページ目にお進みください。②にございますけれども、このNTT東西自身の効率化に加えまして、市場環境の変化、また、競争の進展等が収支に及ぼした影響についても、NTT東西から報告を受けているところでございます。こちらについては詳細には御説明いたしませんけれども、例えばということで申し上げますと、収益の部分につきましては加入電話の基本料の部分で、例えば光IP電話ですとか、アプリケーションサービスへの移行、こういった様々な要因に伴って契約数が減少することに伴いまして、収益が減っていると。一方で、費用につきましては、加入者回線コストの削減ですとか、様々な形でコストの削減が図られているということでございます。こういった形で全体としての効率化を図っているという内容でございます。その内容につきまして簡潔にこの中で表にまとめているものでございます。

大変簡潔で恐縮でございますけれども、御説明は以上でございます。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

特に御意見がないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の変更について

○川濱部会長　それでは、続きまして、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8

条第2項に規定する業務の実施に関する計画の変更について、総務省から説明をお願いいたします。

○高村サイバーセキュリティ統括官付参事官　サイバーセキュリティ統括官付参事官、高村でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料107-5に従いまして、御報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1枚目、「NOTICE」と書かれた紙でございます。こちらでございますけれども、時限立法ということで、平成30年に情報通信研究機構法を改正いたしまして、5年の時限措置としてNOTICEという措置、具体的には、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器に対して、外形的にはいわゆる不正アクセスを行って、本当に危ないものについて注意喚起をするという取組を行っております。すなわち、違法性を阻却するために時限立法を設けているというものでございます。

不正アクセス禁止法に該当する行為を実際に実施することに当たりまして、その実施計画を総務大臣が認可するに際し、通常であれば、必要的諮問事項ということで、本審議会へ諮問、答申を頂戴するという流れになっておる次第でございますが、今般行います実施計画の変更につきましては、本審議会から諮問を要しない軽微な事項としていただいていた内容でございますので、既に今月11日に総務大臣から認可させていただいております。しかしながら、当該認可に伴いまして、今後、統計的に外へ発表されていく数字に変動が生じるものですので、今般、このような変更をさせていただいたということを御報告させていただく次第でございます。

制度の概要を御説明申し上げます。2枚目でございます。実施計画に関する法令の規定という紙を置かせていただいております。先ほど申し上げましたように、赤字のとおり、実施に関する計画を作成し、大臣の認可を得なければならないということ。あと、その下の丸のところでございますけれども、本審議会が諮問を要しない軽微な事項と認めたものについてはその限りでないとされているということでございます。あと、実際に定める実施計画の中身、こういったことを書かねばならないというものは、2ページ目の下半分に書かせていただいている7つの項目について、実施計画を定めるということとされております。

では、実際の現在の実施計画の中身でございます。3ページ目を御覧ください。こちらは、昨年1月25日に本審議会において御答申をいただきまして、認可されている計画の内容でございます。①から⑦まで、先ほどの省令の項目に従っていろいろ記載して

ございますけれども、このうち、赤字で書かせていただいております②及び③-2、実際に検査を行うためにNICTが使うサーバのIPアドレス、すなわちサーバの台数でございます。あと、③-2、実際に調査を試みる時に使うID・パスワードの群を増やすということをやらせていただきたいと考えておる次第でございます。ちなみに、この③-2、実際のID・パスワードの組でございますけれども、③-1にある識別符号の方針については変えていないということで、③-1にある方針に従って単純に新たな組合せを増やしたということでございます。

現状、実際に調査を実施している中での状況が4ページ目でございます。最初は試行運用という形で始めておりました、その後、NICTが調査に使うプログラムの改修等を行って、2019年9月頃から数字が跳ね上がっているという形になっております。これぐらいの数字が今、コンスタントに検出され続けているという状況でございます。

その一方で、今年の5月以降、棒グラフで薄い色を使っている部分がございますけれども、基本的に数が変わらないというところがあったので、本当に注意喚起に効果があるのかというところを確認するために、先月確認されたアドレスのうち、今月は確認されなくなったものはどれくらいなのか、もしくは、新たなアドレスはどれくらい増えているのかということを表示しているものがこの薄い色でございます。そうすると、大体半分ぐらいのIPアドレスは翌月に対応等してくれている、半分ぐらい生き残ってしまう、さらに、生き残っている数と同じぐらいの新しい注意喚起対象のIoT機器がインターネットにつながれているという形でございます。この数字が、今回、総務大臣が実施計画の変更を認可したことに伴いまして、10月から数が増大する可能性が高いということでございます。

実際に認可した変更の状況が5ページ目でございます。現在、ID・パスワードの組は約100通りを使っておりますけれども、それを約600通りに増やすということを行わせていただきます。増やす理由は、もともとターゲットにしていたマルウェア、Miraiというものでございますけれども、この亜種がどんどん増加している中で、この亜種の中に新たな識別符号、ID・パスワードの組が入っているということで、こういったID・パスワードの組を追加させていただきたいということでございます。

(2)でございますけれども、実際に検査する延べ回数が増えますので、この延べ回数の増加に伴いましてサーバを増強するということでございます。

こちら冒頭に申し上げましたように、一番下にございますように、本審議会への諮問

を要さない軽微な事項ということで、既に9月11日付で総務大臣より実施計画の変更を認可させていただき、10月度の調査からこちらでの実施をさせていただく予定でございます。

あと、6ページ目には諮問を要しない軽微な事項の規則の抜粋を、最後に、現在参加しているISP62社の一覧を載せさせていただいております。

駆け足ですが、以上です。

○川濱部会長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員　藤井でございます。ちょっと4ページのところについて質問したいことがあるのですが、今回、4月がコロナ対応のため調査見合せと書いてあると思うのですが、4月が飛んでいるのに5月が急激に増えていないというのは、調査の件数とかに制約があってこの件数になっているのか、それとも何か違う理由があると考えてよろしいですか。

○高村サイバーセキュリティ統括官付参事官　事務局でございます。本来、お客さんのところへダイレクトにどんな機器を使っていますかと乗り込んで現地検査するわけにもいかないというところもありまして、正直、詳細な部分は一部よく分からないところがございます。ただ、実際に、おそらく、これはもう我々の類推でしかございませんけれども、4月の段階で新しい機器を設置する工事自体も滞っていたのではないかなと推測しているところでございます。その後、テレワークの増加だ何だということで徐々に、もう一回工事が動き始めたということで、通し二月で通常の一ヶ月分の増加数しかなかったということではないかと考えておるところでございます。

○藤井委員　承知しました。あともう1点ですが、今回、これ、やはりまだ対応していただけないところが結構あるというのが分かるのではないかと思います。これに対するフォローというのは、定期的に行っておりますでしょうか。さらにISP側から強制的に切断するなどの作業までやってもらっているのかどうか、その辺りはどうなっていますでしょうか。

○高村サイバーセキュリティ統括官付参事官　まず、今お話ございましたISPから切っていていかどうかという問題については、かなり深い問題がございますので、そこまではやっていないという状況でございます。ただ、いずれにしても、ISPからまずはメール連絡からスタートし、電話での連絡、もしくは、可能であれば御訪問というところ

までやっているようなISPもあるという状況でございます。いずれにせよ、我々としては、どこまでやってどんな状況ですかということを持ち上げた上で、いろいろやっている次第でございます。

ただ、一番難しいことが、お客さんにその問題になっている装置はどういう経緯で繋がったのでしょうかというところまでなかなか踏み込めないというところもございまして、なぜ増えていくのかというところは難しいなというところはございます。あと、なしのつぶてのお客さん、どんな手段を使っても連絡がつかないお客さんというのも実際にいらっしゃる。ただ、機械はつながっていて実際に通信していますので、契約自体は生きていますし、きっと使っているというお客さんがいらっしゃいますので、こういった方々をどうしていくのかというのは、またそれはそれで別途、今回のNOTICEという取組を超えたところで深い議論はしていかなければいけないのかなと思っております。

○藤井委員 承知しました。今回の改正自体は問題ないと思えますし、積極的に調査して、安心を高めていただければなと思えますので、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○川濱部会長 次に、森委員のほうから御質問のお申出がございましたようですので、よろしくお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。私は、この試みはどんどん進めていただくべきだと思っていて、単に後学のためにお尋ねしたいのですが、今回、100から600ということなんですが、実際にそのMiraiの亜種というのは、1種類当たりどれぐらい識別符号を持っているのかということと、例えば、それを600にしたときに大体カバーできるのか、それとも、そんなに完全にはカバーできないけれども攻撃の分量としては大きなところを抑えているということなのかということ、ちょっと後学のためにお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高村サイバーセキュリティ統括官付参事官 Mirai自体がどれぐらいID・パスワードの組を入れているのかということと言及することはこの場では避けさせていただきます。

ただ、実際に中も見た上で、おそらくここまで網羅しておけば、現状、出回ってそうなものは大体抑えられるかなというところだと思います。要するに、悉皆的に全部入れてしまうと、実際にはそれなりにちゃんとしたID・パスワードの組も、Miraiの亜種の中

に入ってるものもあります。そういったものは外した上で、すなわち、深く考えずに、簡単な管理をするために入れているのだろうというような組を入れておるとい形でございます。ですので、前回の100通りのときもそうですけれども、今回の約600通りという具体のID・パスワードの組を公開することは避けたいと考えておる次第でございます。

お答えし切れないところが多くて大変恐縮でございますが、現状そのような状況でございます。

○森委員 十分にお答えいただきました。ありがとうございました。

○川瀨部会長 他に御質問等はございませんでしょうか。

○川瀨部会長 御質問、御意見ございませんようですので、以上で本日の審議は終了したいと思います。委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様よろしくお願いいたします。

○川瀨部会長 それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。今回初めてのウェブ会議ということでございましたが、何とかつつがなく終了することができました。ありがとうございました。

閉 会